

# 令和6年3月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)率(%)	順位	
I. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	97	6	6.2		
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	97	6	6.2		
			3.自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	97	4	4.1		
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	97	4	4.1		
			5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	97	4	4.1		
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等)(本社巡回に限る)。	69	1	1.4		
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	88	0	0		
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	88	0	0		
			1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	31	0	0		
II. 帳票類の整備、報告等			2.自動車事故報告書を提出しているか。	2	0	0		
			3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	97	1	1		
			4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	97	3	3.1		
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	73	6	8.2		
			1.運行管理規程が定められているか。	97	0	0		
III. 運行管理等		○	2.運行管理者が選任され、届出されているか。	74	0	0		
			3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	71	6	8.5		
		1	4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	88	0	0		
		○	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	97	17	17.5	(5)	
			6.過積載による運送を行っていないか。	88	0	0		
		○	7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	97	13	13.4	(9)	
			8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	97	4	4.1		
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	74	7	9.5	(10)	
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	14	3	21.4	(3)	
		○	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	97	9	9.3		
			12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	51	23	45.1	(1)	
		○	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	54	20	37	(2)	
IV. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	76	0	0		
		○	2.整備管理者が選任され、届出されているか。	75	0	0		
			3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	72	13	18.1	(4)	
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	97	2	2.1		
		○	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	97	15	15.5	(7)	
V. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	44	1	2.3		
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	70	4	5.7		
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	88	2	2.3		
		○	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	97	16	16.5	(6)	
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	94	2	2.1		
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	93	14	15.1	(8)	
VII. 運輸安全管理	2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。	88	0	0			

\*「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中○印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

\*「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別／評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	33	32	15	3	0	0	83
新規(新規参入)	0	0	3	0	1	0	4
新規(新設営業所)	0	1	0	0	0	0	1
特別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	0	0
特別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個別(5両未満の靈柩事業者)	0	0	0	0	0	9	9
合計	33	33	18	3	1	9	97
比率	34%	34%	19%	3%	1%	9%	100%